

店舗・空き店舗・住宅

該当する番号を
ご覧ください。

※詳しくは各課に問い合わせるか
市HPをご覧ください。



店舗 **1**

空き店舗 **2 3**

店舗併用住宅

1 4 5 6
7 8 10 11

既存住宅

4 5 7 8 10 11

昭和56年5月以前に
建てられた住宅

4 5 6 7
8 10 11

新築住宅

5 7

空き家

6 9

1 商店リフォーム支援

補助率 着工前に申請して認定された20万円以上のリフォーム工事費の2分の1以内(施工業者の要件あり)

補助金額 上限100万円

申し込み 5月17日(月)～6月18日(金)に直接、産業政策課へ

※予算を超えた場合は抽選し、達しなかった場合は9月30日(休)まで先着順で受け付けます。

3 空き店舗対策リフォーム支援

補助率 着工前に申請して認定された20万円以上のリフォーム工事費、1品3万円(税抜き)以上で総額10万円以上の備品購入費の2分の1以内(施工・販売業者の要件あり)

補助金額 上限200万円または100万円(地域による)

申し込み 5月17日(月)～6月18日(金)に直接、産業政策課へ

※予算を超えた場合は抽選し、達しなかった場合は9月30日(休)まで先着順で受け付けます。

産業政策課(市役所5階) ☎0276-47-1834

2 空き店舗対策家賃支援

補助率 開業前に申請して認定された賃借料の2分の1以内

補助金額 月額3万円以内

補助期間 6カ月以内

申し込み 5月17日(月)から直接、産業政策課へ

※予算が無くなり次第終了します。

4 省エネルギー機器設置

対象 市内の居住・所有する住宅での対象機器の入れ替え工事を令和4年2月28日(月)までに完了し、申請書類を提出できる人(過去に同補助金を受けた人も対象)

※必ず契約(設置工事)前に申し込みください。

※新築住宅、市税の滞納がある場合は対象外です。

対象機器 エコキュート、エコウィル、エネファーム、エコジョーズ、エコフィール、エコワン

支給額(太田市金券) 2万円

件数 先着200件

申し込み 4月12日(月)～4年1月31日(月)に環境政策課や市HPにある申請書に必要書類を添えて直接、同課へ

環境政策課(5階) ☎0276-47-1953

5 太陽光発電システム導入

対象 市内の居住・所有する住宅へ太陽光発電システム(2kw以上)を設置し、令和2年4月1日～3年3月31日に売電を開始した、市内に住民登録がある(市税の滞納がない)人

※既に市の報奨金・奨励金を支給されたシステムへの増設・入れ替えは対象外です。

支給額(太田市金券) 3万円

申し込み 6月14日(月)～9月30日(休)に環境政策課や市HPにある申請書に必要書類を添えて直接、同課へ

6 耐震診断と耐震改修・建て替え、ブロック塀などの撤去

耐震診断(市で契約した診断者を派遣)

対象 昭和56年5月31日以前に着工の戸建て木造住宅を自己または3親等以内の親族が所有し、居住している・居住予定の人

費用負担 1000円(診断者の交通費)

※建物の図面が無い場合は追加調査費1万円が必要です。

募集戸数 先着40戸

申し込み 5月10日(月)～12月24日(金)に直接、建築指導課へ

ブロック塀などの撤去

対象 建築基準法42条に規定する道路に沿った、高さ1.2m、長さ1mを超えるブロック塀で、調査の結果、倒壊の恐れが高いと判断された物

補助金額 費用の3分の2以内(上限5万円)

申し込み 5月10日(月)～12月24日(金)に直接、建築指導課へ

※予算が無くなり次第終了します。

耐震改修・建て替え

対象 耐震診断の結果「倒壊する恐れがある、または高い」と診断された、昭和56年5月31日以前に着工の戸建て木造住宅を自己または3親等以内の親族が所有し、耐震改修後に居住する人

補助金額 全部改修=費用の5分の4以内(上限100万円)

部分改修・耐震シェルターなどの設置=費用の2分の1以内(上限60万円)

建て替えに伴う除却=費用の2分の1以内(上限50万円)

申し込み 5月10日(月)～10月29日(金)に直接、建築指導課へ

※予算が無くなり次第終了します。

※この耐震改修補助制度により改修を行う場合、過去に住宅リフォーム支援を受けた人も、再度同支援を受けられることがあります。

建築指導課(7階) ☎0276-47-1837